

板橋区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱

(平成12年8月29日区長決定)

(令和3年3月5日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号。以下「法」という。）に基づき結成された納税貯蓄組合（以下「単位組合」という。）の連合体であって、法第10条の2の規定に基づき、規約を板橋区長に届け出た団体（以下「連合会」という。）に対し、板橋区が補助することについて必要な事項を定め、以てその健全な発達を図ることを目的とする。

(補助の交付対象等)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、連合会が実施する活動のうち、次の各号に掲げる事業とし、補助額については、予算の範囲内で交付する。

- (1) 税知識の普及及び租税教育の推進に関すること
- (2) 単位組合の育成及び強化に関すること
- (3) その他納税貯蓄の推進に関すること

(補助金の交付申請等)

第3条 連合会は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別記第1号様式）に事業計画書を添えて、板橋区長に提出しなければならない。

- 2 板橋区長は、前項の規定に基づき補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、補助金交付〔不交付〕決定通知書（別記第2号様式）を以て、速やかに連合会に通知する。

(交付決定変更申請等)

第4条 連合会は、補助金の交付決定を受けたのち、補助事業の内容に変更があったときは、予め補助金交付決定変更申請書（別記第3号様式）を板橋区長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

- 2 板橋区長は、前項の規定に基づき補助金交付決定変更申請書の提出があった場合において、交付決定の内容を変更したときは、速やかに補助金交付決定変更通知書（別記第4号様式）により連合会に通知する。

(補助金の請求等)

第5条 連合会は、第3条第2項による交付の決定を受けたときは、補助金交付請求書（別記第5号様式）により板橋区長に請求する。

- 2 板橋区長は、前項の規定に基づき補助金交付請求書が提出されたときは、直ちにその内容を審査し、適正と認めたときは補助金を交付する。

(交付の取消等)

第6条 板橋区長は、連合会が交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反し、若しくは偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、第4条第2項の規定を準用する。

2 板橋区長は、前項の規定に基づき補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金交付返還通知書(別記第6号様式)により、連合会にその返還を命ずるものとする。

(実績報告等)

第7条 連合会は、補助事業が完了したとき、又は会計年度が終了したときは、速やかに、補助金交付実績報告書(別記第7号様式)に連合会総会議決書を添付し、板橋区長に提出する。

2 板橋区長は、前項の規定に基づき補助金交付実績報告書の提出があった場合において、交付決定の内容等に適合していると認められるときは、補助金交付確定通知書(別記第8号様式)により連合会に通知する。

3 前項の規定による調査の結果、板橋区長は、交付決定の内容等に適合していないと認められるときは、連合会に、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

4 前項の命令により連合会が必要な措置を講じた場合は、第2項の規定を準用する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則の定めるところによるほか、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月29日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

この要綱の一部改正は令和3年4月1日から施行する。

【別記様式】

補助金交付申請書(第1号様式)	[第3条関係]
補助金交付〔不交付〕決定通知書(第2号様式)	[第3条関係]
補助金交付決定変更申請書(第3号様式)	[第4条関係]
補助金交付決定変更通知書(第4号様式)	[第4条関係]
補助金交付請求書(第5号様式)	[第5条関係]
補助金交付返還通知書(第6号様式)	[第6条関係]
補助金交付実績報告書(第7号様式)	[第7条関係]
補助金交付確定通知書(第8号様式)	[第7条関係]

第1号様式（第3条関係）

板橋区納税貯蓄組合連合会補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）板橋区長名

所在地

板橋納税貯蓄組合連合会

代表者名

年度における板橋納税貯蓄組合連合会の事業実施にあたって、板橋区納税貯蓄組合連合会補助事業における補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助額交付申請額

2 補 助 事 業 (1)

(2)

・

3 添 付 書 類 (1) 事業計画

(2) 収支予算書

第3号様式（第4条関係）

板橋区納税貯蓄組合連合会補助金交付決定変更申請書

年 月 日

（あて先）板橋区長名

所在地

板橋納税貯蓄組合連合会

代表者名

年 月 日付けを以て交付決定のあった板橋区納税貯蓄組合連合会補助事業について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更する補助事業

2 変更の理由

第5号様式（第5条関係）

板橋区納税貯蓄組合連合会補助金交付請求書

金 額								円
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

年度における板橋区納税貯蓄組合連合会補助事業の事業実施にあたって、上記金額を請求します。

年 月 日

（あて先）板橋区長名

請求者名

所在地

板橋納税貯蓄組合連合会

代表者名

第6号様式（第6条）

板橋区納税貯蓄組合連合会補助金交付返還通知書

年 月 日

所在地

板橋納税貯蓄組合連合会

代表者名 〆

板橋区長名

年 月 日に交付した 年度の板橋区納税貯蓄組合連合会補助事業については、交付の決定を全部〔一部〕取り消したので、下記により補助金を返還するよう通知します。

記

1 返 還 金 額

2 返 還 の 理 由

第7号様式（第7条関係）

板橋区納税貯蓄組合連合会補助金交付実績報告書

年 月 日

（あて先）板橋区長名

所在地

板橋納税貯蓄組合連合会

代表者名

年 月 日付けを以て交付決定のあった板橋区納税貯蓄組合連合会補助事業の事業が完了したので、下記のとおり実績報告します。

なお、事業報告書及び収支決算書は、年 月 日に開催された板橋納税貯蓄組合連合会第 回定期総会において議決承認されました。

記

1 事業報告 年度 板橋納税貯蓄組合連合会事業報告書

2 収支決算 年度 板橋納税貯蓄組合連合会収支決算報告書

第8号様式（第7条関係）

板橋区納税貯蓄組合連合会補助金交付確定通知書

所在地

板橋納税貯蓄組合連合会

代表者名

あて

年 月 日付けで交付決定した板橋区納税貯蓄組合連合会補助事業の補助金については、年 月 日付けを以て提出された実績報告書を審査した結果、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので補助金額を確定する。

年 月 日

板橋区長名

記

1 補助金確定額